

令和2年度

滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金の追加募集について

令和2年10月

1. 趣旨

低炭素社会づくりの推進、地域経済の活性化および災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進する観点から、事業所等における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、中小企業者等が再生可能エネルギー等の設備を導入する場合、これに要する経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

- (1) 県内に事業所等を有する中小企業者等（医療法人、社会福祉法人等も対象。みなし大企業を除く）
- (2) 県税に滞納がない事業者 等

3. 補助対象事業

県内の事業所等において、以下の再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業

【対象設備】

発電設備：太陽光（3kWh以上の蓄電池（車載用を含む）併設）、風力、小水力、バイオマス発電

熱利用設備：太陽熱、バイオマス熱、地中熱、下水熱、その他熱利用

燃料製造設備：バイオマス燃料製造

革新的なエネルギー高度利用技術：ガスコージェネレーション、燃料電池

蓄電池（発電設備（太陽光発電を除く。）と併設または既設発電設備に接続する場合に限る。）

次世代自動車+V2H（避難所となり得る福祉施設や医療施設（福祉施設等）のみ対象。）

【要件】

- (1) 発電設備で発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。なお、1事業所あたり、年間3、600kWh以上の電力を自家消費すること。
- (2) 発注（契約）先および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。（県内に発注または施工できる事業者がない場合は、県外事業者も可）
- (3) その他設備ごとに規模等の要件があります。詳細は別表（裏面）をご確認ください。

【補助対象外となる事業】

- ・過去に、滋賀県の関連事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新

【備考】

- ・補助金の交付決定後に事業に着手（発注）し、令和3年3月31日までに事業を完了（事業費の支出を含む。）する必要があります。

4. 補助金の額等

補助対象経費の1/3以内、50万円～200万円を限度。ただし、福祉施設等は1/2以内、75万円～300万円を限度。（追加募集予算額：800万円）

太陽光発電（蓄電池併設）は、太陽光発電の定格出力1kWあたり7万円（福祉施設等は10万円）を限度。蓄電池単体は、蓄電容量1kWhあたり5万円（福祉施設等は7万円）を限度。

5. 追加募集期間（採択申請書提出締切）

令和2年10月1日（木）～12月25日（金）17時まで（必着）

募集期間中は随時受け付けることとし、受付順に審査および採択を行う予定です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間は郵送での提出を受け付けます。

申請額が予算額に達した場合は、募集を締め切ります。

6. その他

補助事業者名、所在地、補助事業の内容について、事業完了後に公表します。また、補助を受けて導入した設備による発電量等について、県への報告を求める場合があります。

問い合わせ先

滋賀県総合企画部エネルギー政策課
TEL 077-528-3091

別表

補助対象設備		補助要件	補助限度額	
			中小企業者等	福祉施設等
発電設備	太陽光発電 および蓄電池	(1) 蓄電池を同時設置すること※1	発電出力1kWあたり 7万円を乗じて得た 額(上限100万円)	発電出力1kWあたり 10万円を乗じて得た 額(上限150万円)
		(2) 発電出力5kW以上であること		
		(3) 蓄電池は総蓄電容量3kWh以上であること		
	風力発電	(1) 発電出力1kW以上であること	100万円	150万円
小水力発電	(1) 発電出力1kW以上1,000kW以下であること	200万円	300万円	
バイオマス 発電	(1) バイオマス依存率60%以上であること			
	(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること			
	(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと			
熱利用設備	太陽熱利用	(1) 集熱器総面積5㎡以上であること	200万円	300万円
		(2) JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有する設備であること		
	バイオマス 熱利用	(1) バイオマス依存率60%以上であること	200万円	300万円
		(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること		
		(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと		
	地中熱利用	(4) 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し熱利用に利用するものでないこと	200万円	300万円
		(1) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること		
下水熱利用	(2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること	200万円	300万円	
	(1) 下水道施設から熱交換機を用いて下水熱を利用する設備であること			
その他熱利用	(2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること	100万円	150万円	
燃料製造設備	バイオマス 燃料製造	(1) バイオマスの調達見通しが長期間あること	100万円	150万円
		(2) 薪、木炭の製造設備ではないこと		
革新的な 高度利用 エネルギー	ガスコージェネ レーション	(1) 発電出力5kW以上であること	200万円	300万円
	燃料電池		200万円	300万円
	蓄電池	(1) 発電設備(太陽光発電を除く。)と同時設置または既設発電設備に接続する場合に限ること※1	蓄電容量1kWhあたり 5万円を乗じて得た 額(上限50万円)	蓄電容量1kWhあたり 7万円を乗じて得た 額(上限75万円)
		(2) 総蓄電容量は3kWh以上かつ発電設備の発電出力の同等以下であること		
次世代自動車 +V2H	(1) 次世代自動車は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車であること	150万円		
	(2) V2Hは次世代自動車からの電力を分電盤を通じて施設用電力として利用できるシステムであること			

上記以外の要件

(1) 補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。なお、1事業所あたり、年間3,600kWh以上の電力を自家消費することとする。

(2) バイオマス燃料製造設備において製造された燃料を他社に供給(販売)する計画の場合は、その供給先(複数の供給先で過半を占める場合は、複数の供給先)との共同申請であること。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可とする。

(3) 補助対象設備の発注(契約)先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。

(4) 以下の事業については、補助対象外とする。
過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金、滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金および滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新

(5) 当年度内に補助金の交付を受けられる設備は、1事業所あたり補助対象設備のいずれか1つとする。

※1 発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電池(車載用を含む。)に充電するとともに、充電した電力をその施設で消費することが可能であることが必要です。

※2 その他熱利用については、個別の事業計画による判断とします。